

# 最低賃金 2019

2019年の地域別最低賃金は例年よりも大幅に上昇しました。都道府県ごとの金額について解説するとともに、最低賃金チェックの方法について解説します。

## 最低賃金の決定

地域別最低賃金は、(1)労働者の生計費、(2)労働者の賃金、(3)通常の事業の賃金支払能力を総合的に勘案して定めるものとされており、最低賃金審議会において議論の上、都道府県労働局長が決定しています。

生計費については生活保護施策との整合性にも配慮されています。近年は毎年5%程度の上昇幅が継続しています。

## 2019年の最低賃金額

今回の地域別最低賃金額(一部)と発効年月日は以下の通りです。

都道府県	最低賃金額 ( )内は旧	発効年月日
埼玉	926(898)	令和元年10月1日
千葉	923(895)	令和元年10月1日
東京	1,013(985)	令和元年10月1日
神奈川	1,011(983)	令和元年10月1日

## 月給者の最低賃金チェック

最低賃金は時給で決められており、月給制の場合は1時間あたりの賃金額に換算してチェックする必要があります。

基本的には月給額を「1ヶ月平均所定労働時間数」で割って確認をしますが、下記の通り月給額に含める手当と含めない手当があります。

含める給与・手当	含めない給与・手当
基本給/職務給/職能給/役職給など	通勤手当/家族手当/皆勤手当・精勤手当/残業手当等の割増賃金/固定残業手当/賞与/臨時の手当

固定残業手当は毎月固定で支払いますが、最低賃金計算に含めることができないため注意が必要です。

## 1ヶ月平均所定労働時間数

1ヶ月平均所定労働時間数については、通常は年間の労働日数および1日所定労働時間数から求めます。

例えば、年間260日勤務で1日8時間だった場合、1ヶ月平均所定労働時間は $260日 \times 8時間 \div 12ヶ月 = 173.333時間$ となります。

## 給与の一部が歩合給の場合

給与の一部を売上に応じて歩合で支払っている場合の最低賃金のチェックは、「固定給部分と歩合給部分を分けて計算して合算する」方法を取ります。

例：東京都、基本給17万円、歩合給2万円、1ヶ月平均所定労働時間170時間、ある月の残業込みの実労働時間が200時間とする。

固定部分→ $17万円 \div 170時間 = 1000円$ …①

歩合部分→ $2万円 \div 200時間 = 100円$ …②※

①+②=1100円 $\geq$ 1013円のため最低賃金クリア※

※最低賃金の確認のための計算であり、実際には残業に対する残業手当の支給が必要です。

## 最低賃金の今後の上昇

毎年10月に改定される地域別最低賃金ですが、少なくとも向こう5年間くらいはこの上昇ペースが続くことが見込まれています。求人難な現状を鑑みると、最低賃金上昇を見越した賃金のベースアップなども検討の余地があるでしょう。